

## 中小・小規模事業者感染予防対策等緊急支援事業費補助金交付要綱の運用について

### 第1 適用規定

この補助金の交付については、中小・小規模事業者感染予防対策等緊急支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この運用に定めるところによる。

### 第2 補助対象者

補助対象者が、第6条の規定による補助金等交付申請書等を提出するときは、次の事項を記載した書類を添付することとする。

- (1) 組織の名称
- (2) 団体としての事業目的
- (3) 事業参加者名簿
- (4) 構成員名簿
- (5) 構成員の役割分担
- (6) 取得財産の所有及び管理
- (7) その他事業計画に係る参考資料

### 第3 補助対象事業

要綱第4条で掲げる事業の具体例は、次のとおりである。

#### (1) 感染拡大防止・消費促進支援事業

- ・ マスク、消毒液、体温計、除菌マット、手袋等の購入
- ・ チラシ、ポスター、フラッグ、のぼり、ステッカー、横断幕等の広報物作成経費
- ・ 作成した広報物の掲出、広告、HP更新等に係る経費
- ・ ビニールカーテン、パーテーション、サーキュレーター等の感染防止のための消耗品購入（取得価格2万円未満）
- ・ 誘導シール、カラーコーン、ベルトパーテーション等のソーシャルディスタンス確保のための消耗品購入（取得価格2万円未満）
- ・ 商店街内の消毒、アナウンステープ作成などの委託費
- ・ 補助対象者が運営する共同施設（コミュニティスペース、アンテナショップ等）におけるサーキュレーター、空気清浄機、パーテーション等、3密を防ぐための備品経費、賃借料（取得価格2万円以上）
- ・ 補助対象者が管理し、次亜塩素酸水生成器等、広く構成員が利用することができる感染防止のための備品購入・賃借料（取得価格2万円以上）
- ・ 容器、はし類、包み紙、手提げ袋、おてふき、ナイロン手袋、クーラーボックス等（取得価格2万円未満）の購入経費
- ・ 販売促進のためのチラシ、ポスター、のぼり等の作成経費
- ・ 雑誌、フリーペーパー等の掲載や新聞折り込み、Web掲載等の広告宣伝費
- ・ 宅配業務等の委託料

#### (2) 共用施設等整備支援事業

- ・ コミュニティスペース、アンテナショップ等の共同施設における窓や換気扇設置等の施設整備

### 附則

この要綱の運用は、令和2年6月1日から施行する。

